無配当傷害医療特約（R04）条項

（令和４年４月１日制定）
（令和８年 10 月１日改正）

目次

第１章　総則
　第１条　特約の付加 …… 165
第２章　特約保険金の支払
　第２条　特約保険金の支払 …… 165
　第３条　特約保険金の支払限度 …… 167
　第４条　２回以上入院した場合の取扱い …… 168
　第５条　２以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い …… 168
　第６条　２以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い …… 168
　第７条　特約保険金を支払わない場合等 …… 169
第３章　特約保険料の払込免除
　第８条　基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除 …… 169
　第９条　身体障害による特約保険料の払込免除 …… 169
第４章　特約の責任開始
　第 10 条　特約の責任開始の時 …… 170
　第 11 条　契約締結時の書面 …… 171
第５章　特約保険料の払込み
　第 12 条　特約保険料の払込み …… 171
　第 13 条　特約保険料の振替貸付 …… 171
　第 14 条　特約保険料の前納払込み …… 171
　第 15 条　未経過期間に対する特約保険料の払戻し …… 171
第６章　特約の解除
　第 16 条　重大事由による特約の解除 …… 172
　第 17 条　加入限度額超過による特約の解除 …… 172
第７章　特約の取消しおよび無効
　第 18 条　詐欺による特約の取消し …… 173
　第 19 条　不法取得目的による特約の無効 …… 173
第８章　特約の失効
　第 20 条　特約の失効 …… 173
第９章　保険契約者の代表者
　第 21 条　保険契約者の代表者 …… 173
第 10 章　特約の契約関係者の変更
　第 22 条　特約の保険契約者の変更 …… 174
第 11 章　特約の変更
　第 23 条　基本契約の変更に伴う特約の変更 …… 174
　第 24 条　特約保険金額の減額変更 …… 174
　第 25 条　特約保険金の支払額通算の特則 …… 174
第 12 章　加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い
　第 26 条　特約の加入年齢の計算 …… 175
　第 27 条　年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い …… 175
第 13 章　特約の解約
　第 28 条　保険契約者による特約の解約 …… 175
　第 29 条　特約保険金受取人による特約の存続 …… 175
第 14 章　特約の返戻金の支払
　第 30 条　特約の返戻金の支払 …… 176

第 15 章　特約の復活
第 31 条　特約の復活 …… 176
第 32 条　特約の復活の責任開始の時 …… 177
第 33 条　特約の復活の効果 …… 177
第 16 章　特約契約者配当
第 34 条　特約契約者配当金 …… 177
第 17 章　譲渡禁止
第 35 条　譲渡禁止 …… 177
第 18 章　保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い
第 36 条　保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い …… 177
第 19 章　特約保険金等の請求および支払時期等
第 37 条　特約保険金等の請求および支払時期等 …… 178
第 38 条　被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い …… 178
第 39 条　消滅時効の援用 …… 179
第 20 章　法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更
第 40 条　法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更 …… 179
第 21 章　特則
第 41 条　中途付加の場合の特則 …… 179
第 42 条　特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則 …… 180
第 43 条　基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則 …… 180
第 44 条　基本契約に災害特約が付加されている場合の特則 …… 180
別表 1　対象となる不慮の事故 …… 182
別表 2　身体障害等級表 …… 183
別表 3　基本契約の変更に伴う特約の変更 …… 186
別表 4　公的医療保険制度 …… 186
別表 5　医科診療報酬点数表 …… 186
別表 6　歯科診療報酬点数表 …… 187
別表 7　先進医療 …… 187
別表 8　必要書類 …… 187

第 1 章　総則

第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。

第 2 章　特約保険金の支払

第 2 条（特約保険金の支払）

(1)この特約の入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院[1]をしたとき ①この特約の責任開始時以後[2]この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする入院[1]であること	入院[1] 1 日について 特約基準保険金額[7] × 1.0/1000	被保険者[8]

	②不慮の事故（別表１）の日から３年以内に開始した入院[1]であること ③この特約の保険期間中の入院[1]であること[3] ④治療を目的とした入院[1]であること[4] ⑤病院または診療所[5]への入院[1]であること ⑥入院期間の日数が１日以上であること[6]		
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき（入院保険金に加えて支払います。） ①被保険者が入院保険金の支払われる入院[1]をしたとき ②１回の入院[1]について、①の入院[1]の日数が１日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額[7] × 1.0/1000 × 20	

(2)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後[2]この特約の保険期間中に不慮の事故（別表１）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所[5]において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術[9]を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表１）の日から３年以内に受けた手術に限ります。 ①公的医療保険制度（別表４）における医科診療報酬点数表（別表５）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表４）における歯科診療報酬点数表（別表６）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア．創傷処理 イ．デブリードマン ウ．皮膚切開術 エ．骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．外耳道異物除去術 カ．鼻内異物摘出術 キ．内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク．抜歯手術 ②先進医療（別表７）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）	特約基準保険金額[7] × 1.0/1000 × 10	被保険者[8]

(3)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後[2]この特約の保険期間中に不慮の事故（別表１）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所[5]において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表１）の日から３年以内に開始した施術に限ります。 ①医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。） ②先進医療（別表７）に該当する放射線照射または温熱療法による施術	特約基準保険金額[7] × 1.0/1000 × 10	被保険者[8]

(4)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

①入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額[7]に応じて計算します。

②入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額[7]に応じて計算します。

③手術保険金の支払額は、手術を受けた日[10]における特約基準保険金額[7]に応じて計算します。

④放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日[11]における特約基準保険金額[7]に応じて計算します。

備考（第２条）

[1]「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2]「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[3] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(1)この特約の保険期間満了の日
(2)普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日

[4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表４）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。

[5]「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
(2)(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[6] 入院期間の日数が１日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

[7]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表４）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。

[10] １の手術を２日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

[11] １の放射線治療を２日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

第３条（特約保険金の支払限度）

(1)特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額[1]をもって限度とします。[2]

(2)入院保険金の支払額は、１回の入院[3]については、120 日分をもってその限度とします。[4]

(3)入院一時金の支払回数は、次のとおりとします。

①１回の入院[3]については、５回をもってその限度とします。[2]

②この特約の保険期間を通じて、20 回をもってその限度とします。[2]

備考（第３条）

［1］「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

［2］特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第２条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

［3］「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

［4］特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

第４条（２回以上入院した場合の取扱い）

被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(1) の入院保険金の支払事由に該当する入院[1]を２回以上した場合には、原因の如何を問わず、１回の入院[1]とみなし、各入院[1]について日数を合算して入院保険金および入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院[1]の退院日から 60 日を経過した後に開始した入院[1]については、新たな入院[1]とみなします。

備考（第４条）

［1］「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第５条（２以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

支払うべき入院保険金が２以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院一時金も重複しては支払いません。

第６条（２以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

(1)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(2) の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日[1]に２以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか１の手術に限り手術保険金を支払います。

(2)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(2) の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を２以上受けた場合で、かつ、その２以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第２条（特約保険金の支払）(2) の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

①一連の手術のうち最初の手術を受けた日[1]からその日を含めて 60 日間を同一手術期間とします。

②同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日[1]からその日を含めて 60 日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。

③各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか１の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。

(3)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(2) の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第２条（特約保険金の支払）(2) の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。

(4)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日[2]に２以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか１の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。

(5)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療[3]であり、かつ、その治療を２日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを１回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その１回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。

(6)被保険者が、第２条（特約保険金の支払）(3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を２以上受けた場合には、第２条（特約保険金の支払）(3) の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日[2]からその日を含めて 60 日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

備考（第６条）

［1］１の手術を２日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
［2］１の放射線治療を２日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
［3］「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

第７条（特約保険金を支払わない場合等）

(1)被保険者が次のいずれかの事由により第２条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の犯罪行為
③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
(2)被保険者が次のいずれかの事由により第２条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
①地震、噴火または津波
②戦争その他の変乱

第３章　特約保険料の払込免除

第８条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

(1)基本保険料[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
(2)本条 (1) にかかわらず、基本保険料[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
①この特約の責任開始時前[2]に生じたものであるとき
②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表１）により受けた傷害であるとき
(3)被保険者がこの特約の責任開始時前[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前[2]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後[3]またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第８条）

［1］「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
［2］「責任開始時前」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
［3］「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

第９条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表１）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料[2]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後[3]に、不慮の事故（別表１）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態[1]になったとき[4] ②この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後[3]に、不慮の事故（別表１）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態[1]になったとき[4]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態[1]になったとき ア．保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人[5]の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

①地震、噴火または津波

②戦争その他の変乱

備考（第９条）

［1］「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表２）の第１級、第２級または第３級の身体障害の状態をいいます。

［2］「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

［3］「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

［4］責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表１）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

［5］「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

第４章　特約の責任開始

第 10 条（特約の責任開始の時）

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

(2)本条 (1) の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。[1]

(3)この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)本条 (1) の特約の責任開始の時から本条 (2) の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条 (2) にかかわらず、本条 (1) の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第２条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払

②第９条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除

③第 16 条（重大事由による特約の解除）または第 17 条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除

(5)本条 (4) の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条 (4) のこの特約の契約日と同一とします。

(6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して第 11 条（契約締結時の書面）に定める書面を保険契約者に交付します。

(7)会社は、本条 (6) の書面について、電磁的方法[2]により交付することがあります。

(8)この特約は、会社が本条 (6) の書面を発した時に成立するものとします。

備考（第 10 条）

［1］主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

［2］「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第 11 条（契約締結時の書面）

契約締結時の書面には、主約款に定める契約締結時の書面の記載事項のほか、次の事項を記載します。

①支払事由

②特約保険金の額

第５章　特約保険料の払込み

第 12 条（特約保険料の払込み）

(1)特約保険料は、基本保険料[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。

(2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。

(3)基本保険料[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。

(4)本条 (3) の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

備考（第 12 条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

第 13 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。[2]

備考（第 13 条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

第 14 条（特約保険料の前納払込み）

(1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。[1]この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

(2)本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日[2]に特約保険料の払込みに充当します。

(3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

(4)本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(5)保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表８）を会社[3]に提出してください。

備考（第 14 条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の１日とします。たとえば、契約日が１月31日の場合は、31日のない２月については、３月１日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 15 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

(1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

①特約の消滅

②特約保険料の払込免除

③特約の保険期間または保険料払込期間の短縮

④特約保険料額の減額

⑤特約の保険料払済契約への変更

(2)本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

備考（第 15 条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の１日とします。たとえば、契約日が１月31日の場合は、31日のない２月については、３月１日が月ごとの契約応当日となります。

第６章　特約の解除

第 16 条（重大事由による特約の解除）

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致[1]をした場合

②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致[1]をした場合

③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為[2]があった場合

④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア．反社会的勢力[3]に該当すると認められること

イ．反社会的勢力[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力[3]を不当に利用していると認められること

エ．保険契約者が法人の場合、反社会的勢力[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ．その他反社会的勢力[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条 (1) の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 16 条）

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第 17 条（加入限度額超過による特約の解除）

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額[1]を超える場合[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 17 条）

［1］「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

［2］「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章　特約の取消しおよび無効

第 18 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 19 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章　特約の失効

第 20 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

①基本契約がその効力を失ったとき

②保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間[1]を経過したとき

③特約保険金の支払額がその限度に達したとき

④第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額[2]が変更された場合[3]において、変更後の特約基準保険金額[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

⑤夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき[4]

備考（第 20 条）

［1］「猶予期間」とは、第12条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。

［2］「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

［3］次の場合を除きます。

(1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合

(2)貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

［4］夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

第 9 章　保険契約者の代表者

第 21 条（保険契約者の代表者）

(1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

(2)本条 (1) の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の 1 人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。

(3)この特約について保険契約者が 2 人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章　特約の契約関係者の変更

第22条（特約の保険契約者の変更）

(1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

(2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章　特約の変更

第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

(1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表３）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

(2)本条 (1) の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

(3)本条 (1) による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表３）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。

(4)本条 (3) により、本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第24条（特約保険金額の減額変更）

(1)特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。

(2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条 (1) の請求をすることはできません。

①特約保険料が払込免除となっているとき

②減額後の特約基準保険金額[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

③減額後の特約基準保険金額[1]が 10 万円の倍数でないとき

(3)保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類（別表８）を会社[2]に提出してください。

(4)本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。

(5)月ごとの契約応当日[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。

(6)本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 24 条）

[1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の１日とします。たとえば、契約日が１月31日の場合は、31日のない２月については、３月１日が月ごとの契約応当日となります。

[4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第25条（特約保険金の支払額通算の特則）

第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第 24 条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額[1]が変更された場合において、特約基準保険金額[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第３条（特約保険金の支払限度）(1) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額[1]に対する変更後の特約基準保険金額[1]の割合により変更されたものとします。

備考（第 25 条）

[1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 12 章　加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 26 条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第 27 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 27 条）

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

第 13 章　特約の解約

第 28 条（保険契約者による特約の解約）

(1)保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

(2)保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社[1]に提出してください。

(3)本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日[4]に、その効力を生じます。

(4)月ごとの契約応当日[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約は効力を生じません。

(5)本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 28 条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月31日の場合は、31日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[4]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月31日の場合は、31日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

第 29 条（特約保険金受取人による特約の存続）

(1)債権者等[1]による特約の解約は、解約の通知が会社[2]に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。

(2)本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等[1]に支払うべき金額を債権者等[1]に支払い、かつ会社[2]にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。

(3)特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社[2]に提出してください。

備考（第 29 条）

[1]「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 14 章　特約の返戻金の支払

第 30 条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金[1]については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡[2]	特約の積立金[3]の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額[4]の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア．基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ．基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第 28 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④この特約の失効[5]		
⑤この特約の変更[6]		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金[3]の額	

備考（第 30 条）

［1］特約の返戻金がある場合に限ります。
［2］被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。
［3］「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
［4］「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
［5］次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
(1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
(2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
［6］特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

第 15 章　特約の復活

第 31 条（特約の復活）

(1)第 20 条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
(2)次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。
①特約の返戻金の支払の請求があったとき
②復活した場合の特約保険金額が加入限度額[1]を超えるとき[2]
③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
(3)保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社[3]に提出して申し込んでください。
(4)本条 (3) の場合、保険契約者は、特約復活払込金[4]を払い込んでください。

備考（第 31 条）

［1］「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
［2］「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
［3］「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
［4］「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第 32 条（特約の復活の責任開始の時）

(1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。

(2)特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金[1]を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。

(3)本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(4)この特約の復活は、会社が承諾の通知を発した時に成立するものとします。

備考（第 32 条）

［1］「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第 33 条（特約の復活の効果）

(1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2)本条 (1) にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表１）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第 16 章　特約契約者配当

第 34 条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第 17 章　譲渡禁止

第 35 条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章　保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第 36 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

(1)この特約が付加された基本契約において保険金等[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2)第２条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第８条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第９条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第１回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

備考（第 36 条）

［1］「保険金等」とは、次のものをいいます。
(1)死亡保険金
(2)満期保険金
(3)年金
(4)返戻金
(5)契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
(6)払い戻す基本保険料

［2］「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
(1)未払特約保険料
(2)次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
①第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
②第24条（特約保険金額の減額変更）(6)
③第28条（保険契約者による特約の解約）(5)
(3)その他会社が弁済を受けるべき金額

第 19 章　特約保険金等の請求および支払時期等

第 37 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

(1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社[1]に通知してください。

(2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表８）を会社[1]に提出して特約保険金等[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。

(3)特約保険金等[2]は、本条 (2) の必要書類が会社[1]に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社[1]で支払います。

(4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認[3]を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第２条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
②特約保険金の免責事由[4]に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第 16 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5)本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等[2]を請求した者にその旨を通知します。

①本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会　180 日

②本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会　180 日

③本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査　180 日

(6)本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等[2]は支払いません。

(7)特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。

(8)会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考（第 37 条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第７条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 38 条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

(1)被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する１人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

①この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合
　配偶者
④①②③に該当する者がいない場合
　法定相続人の協議により定めた者

(2)本条 (1) により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

第 39 条（消滅時効の援用）

特約保険金等[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から３年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を２年間はすることがありません。

備考（第 39 条）

［1］「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第 20 章　法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

第 40 条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

(1)会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額[1]を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。

(2)本条 (1) により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第 40 条）

［1］「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 21 章　特則

第 41 条（中途付加の場合の特則）

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料[1]を受け取った場合	第１回特約保険料[1]を受け取った時
②会社が、第１回特約保険料相当額[2]を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第１回特約保険料相当額[2]を受け取った時

(2)本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、保険契約者に通知します。この場合、第 11 条（契約締結時の書面）に定める書面は交付しません。

(5)この特約は、会社が本条 (4) の通知を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日[3]が、その基本契約の月ごとの契約応当日[4]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日[4]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日[5]が、その基本契約の年ごとの契約応当日[6]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日[6]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約[7]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 26 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 41 条）

［1］特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第１回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
［2］特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第１回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
［3］「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の１日とします。たとえば、契約日が１月31日の場合は、31日のない２月については、３月１日が月ごとの契約応当日となります。
［4］「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の１日とします。たとえば、契約日が１月31日の場合は、31日のない２月については、３月１日が月ごとの契約応当日となります。
［5］「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の１年ごとの応当月の翌月の１日とします。したがって、契約日が２月29日の場合は、２月29日のない年については、３月１日が年ごとの契約応当日となります。
［6］「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の１年ごとの応当月の翌月の１日とします。したがって、契約日が２月29日の場合は、２月29日のない年については、３月１日が年ごとの契約応当日となります。
［7］即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 42 条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

(1)特約復活払込金[1]を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 32 条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金[1]を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第１回特約保険料[2]を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 41 条（中途付加の場合の特則）の第１回特約保険料[2]を受け取った時とします。
①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
②保険契約者が特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
(2)本条 (1) にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]の払込みはなかったものとします。
①会社が決済事業者[3]から特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
②決済事業者[3]がその利用者[4]から特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
(3)会社は、本条 (1) により払い込まれた特約復活払込金[1]または第１回特約保険料[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考（第 42 条）

［1］「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
［2］「第１回特約保険料」には、第１回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第１回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
［3］会社の指定した決済事業者とします。
［4］会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第１回特約保険料を払い込む利用者とします。

第 43 条（基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則）

(1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成 26 年 10 月１日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金[2]についても、分割払込みを請求してください。
(2)本条 (1) の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

備考（第 43 条）

［1］「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
［2］「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第 44 条（基本契約に災害特約が付加されている場合の特則）

(1)この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、基本保険料[1]の払込免除後に災害特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項の規定にかかわらず、１年分以上を前納する必要はありません。
(2)この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあっては、災害特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金[2][3]を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金[2][3]を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

備考（第 44 条）

［1］「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

［2］災害特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限ります。

［3］被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。）による返戻金に限ります。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表１に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成 21 年３月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－ 10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表２のものとします（ただし、表２の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表１　急激、偶発、外来の定義

用語	定義
１　急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
２　偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
３　外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表２　対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
１　交通事故（Ｖ 01 ～Ｖ 99）	
２　不慮の損傷のその他の外因（Ｗ 00 ～Ｘ 59）	
・転倒・転落（Ｗ 00 ～Ｗ 19）	
・生物によらない機械的な力への曝露[1]（Ｗ 20 ～Ｗ 49）	・騒音への曝露[1]（Ｗ 42） ・振動への曝露[1]（Ｗ 43）
・生物による機械的な力への曝露[1]（Ｗ 50 ～Ｗ 64）	
・不慮の溺死および溺水（Ｗ 65 ～Ｗ 74）	
・その他の不慮の窒息（Ｗ 75 ～Ｗ 84）	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（Ｗ 78）、気道閉塞を生じた食物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（Ｗ 79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（Ｗ 80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露[1]（Ｗ 85 ～Ｗ 99）	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露[1]（高山病等）（Ｗ 94）
・煙、火および火炎への曝露[1]（Ｘ 00 ～Ｘ 09）	
・熱および高温物質との接触（Ｘ 10 ～Ｘ 19）	
・有毒動植物との接触（Ｘ 20 ～Ｘ 29）	
・自然の力への曝露[1]（Ｘ 30 ～Ｘ 39）	・自然の過度の高温への曝露[1]（Ｘ 30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露[1][2][3] （X 40 ～X 49）	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 （X 50 ～X 57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X 50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） （X 51） ・無重力環境への長期滞在 （X 52） ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露[1] （X 58 ～X 59）	
3　加害にもとづく傷害および死亡 （X 85 ～Y 09）		
4　法的介入および戦争行為 （Y 35 ～Y 36）		・合法的処刑 （Y 35.5）
5　内科的および外科的ケアの合併症 （Y 40 ～Y 84）		・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40 ～Y 59）によるもの[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 （Y 60 ～Y 69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y 70 ～Y 82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの （Y 83 ～Y 84）	

備考（別表１）

[1]「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表２　身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第１級	1　両眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。

	2　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3　精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4　両上肢を手関節以上で失ったもの[2]	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	5　1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
	6　両上肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
	7　1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの[2]	
	8　1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
	9　1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの[2]	
	10　1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
	11　両下肢を足関節以上で失ったもの[2]	
	12　1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
	13　両下肢の用を全く永久に失ったもの[2]	
第2級	20　両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21　言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22　精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23　1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24　1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

	25　10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの[2]	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの[2]	
	27　1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28　1下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40　両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	41　1眼が失明したもの	
	42　両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	43　言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44　精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46　1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47　1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48　1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	49　1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

	50　10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの[2]	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
	51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの[2]	

備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額[1]が減額更正されたとき
③保険料払済契約への変更があったとき
④基本契約の保険期間が短縮されたとき
⑤基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
⑥基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
⑦据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
⑧即時型の年金保険への変更があったとき
⑨①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額[2]が減額されたとき

(2)基本契約について、(1) ③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1) ④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(4)基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表3）

[1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
[2] 育英年金額を除きます。
[3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表4　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
①健康保険法
②国民健康保険法
③国家公務員共済組合法
④地方公務員等共済組合法
⑤私立学校教職員共済法
⑥船員保険法
⑦高齢者の医療の確保に関する法律

別表5　医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表６　歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表７　先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表４）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

別表８　必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第２条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5　特約保険金受取人の戸籍抄本 6　特約保険金受取人の印鑑証明書
手術保険金の支払（第２条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5　特約保険金受取人の戸籍抄本 6　特約保険金受取人の印鑑証明書
放射線治療保険金の支払（第２条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5　特約保険金受取人の戸籍抄本 6　特約保険金受取人の印鑑証明書

②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第９条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5　保険契約者の印鑑証明書

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書
被保険者の死亡（第30条①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第14条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第15条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書
特約保険金額の減額変更（第24条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書
保険契約者による特約の解約（第28条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書
特約保険金受取人による特約の存続（第29条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　特約保険金受取人の戸籍抄本 3　債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類
特約の復活（第31条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)会社は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表８）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。